

木密地域私道等無電柱化推進事業制度要綱

4 都市整防第 680 号

令和 4 年 12 月 22 日

改正 4 都市整防第 924 号

令和 5 年 3 月 30 日

改正 5 都市整防第 583 号

令和 6 年 3 月 31 日

改正 7 都市整防第 913 号

令和 8 年 3 月 31 日

第 1 章 総則

第 1 目的

この要綱は、防災都市づくり推進計画に定められた整備地域、重点整備地域、防災環境向上地区及び防災再開発促進地区の私道等を対象に、無電柱化の先導的な取組を行う特別区及び市（以下「区市」という。）並びに無電柱化を行う土地所有者又は土地所有者と契約を締結し、調査・設計、工事若しくはコーディネート業務を行う会社に対して、東京都（以下「都」という。）が必要な補助を行うことにより、木造住宅密集地域（以下「木密地域」という。）の防災性の向上を図ることを目的とする。

第 2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 木密地域私道等無電柱化推進事業 整備地域、重点整備地域、防災環境向上地区及び防災再開発促進地区の私道等において、震災時の電柱倒壊による避難の妨げ等の被害を防止し、安全な避難を可能とする道路空間を確保するために、第 2 章の規定に基づいて行われる無電柱化推進事業をいう。
- 二 防災都市づくり推進計画 東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき定める防災都市づくり推進計画をいう。
- 三 私道等 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）が適用される都道・区市道等の認定道路以外の道路をいう。ここでいう認定道路とは、道路法に規定する路線の認定（道路法第 7 条、第 8 条及び第 89 条）の手続を経た道路のことである。

- 四 申請者 区市及び無電柱化を行う土地所有者又は土地所有者から木密地域私道等無電柱化推進事業の補助金交付申請に関する書類の提出及び受領に関すること一式について委任を受けた会社をいう。
- 五 土地所有者 私道等が存する土地を所有する者をいう。
- 六 無電柱化 電線類の地下への埋設等により、既存電柱を撤去することをいう。
- 七 整備地域 防災都市づくり推進計画において指定された整備地域をいう。
- 八 重点整備地域 防災都市づくり推進計画において指定された重点整備地域をいう。
- 九 防災環境向上地区 防災都市づくり推進計画において指定された防災環境向上地区をいう。
- 十 防災再開発促進地区 東京都都市計画防災街区整備方針において指定された防災再開発促進地区をいう。
- 十一 電線管理者 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者及び同項第 13 号に規定する特定送配電事業者並びに電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者（以下「関係電気通信事業者」という。）（道路上の電柱や電線を設置及び管理して同法第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）をいう。
- 十二 電線類 電線管理者が電気及び通信等の供給を行うための電線、通信線などのケーブルをいう。
- 十三 コーディネート業務 土地所有者からの委託を受けて、木密地域私道等無電柱化推進事業を実施する上で土地所有者が実施する手続等を行うことをいう。
- 十四 コーディネート会社 コーディネート業務を行う会社をいう。

第 2 章 木密地域私道等無電柱化推進事業

第 3 施行者

木密地域私道等無電柱化推進事業の施行者は、整備地域、重点整備地域、防災環境向上地区及び防災再開発促進地区の所在する区市又は無電柱化を希望する土地所有者とする。

第 4 施行路線

木密地域私道等無電柱化推進事業は、整備地域、重点整備地域、防災環境向上地区及び防災再開発促進地区に所在する私道等を対象とし、次の要件のいずれかに該当するものとする。

- 一 無電柱化を実施、又は計画している公道に接続する私道等
- 二 無電柱化を整備済みの公道に接続する私道等
- 三 避難場所に接続する私道等
- 四 その他区市が防災上必要と認めた私道等

第5 事業の実施

1 施行者が区市の場合

- 一 区市は、私道等における無電柱化のための調査・設計・工事に関する事業を行う。
- 二 区市は、施工すべき私道等について都と協議の上、別に定める木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付要綱（令和4年12月22日付4都市整防第680号、以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、知事に対して補助金の申請を行う。

2 施行者が土地所有者の場合

- 一 土地所有者は、木密地域私道等無電柱化推進事業の実施に先立ち、電線管理者に対し、私道等を無電柱化することについて申込みを行い、電線管理者から回答を受領する。
- 二 土地所有者は、前号に定める電線管理者からの回答を受領した後、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金事業認定申請書（様式第1号）（以下「認定申請書」という。）により、知事に申請を行う。
- 三 知事は、認定申請書について、適正なものと認めた場合は、その認定を行い、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金事業認定通知書（様式第2号）（以下「認定通知書」という。）により土地所有者に通知する。
- 四 知事は、前号により認定した木密地域私道等無電柱化推進事業に対し、別に定める交付要綱の規定に基づき補助を行うことができる。
- 五 土地所有者は、無電柱化の調査・設計に関する業務について依頼する会社（以下「調査設計会社」という。）に対し、認定通知書の写しを添付し、電気・通信設備地中化の調査・設計に係る見積依頼書（様式第3号）により見積依頼を行い、見積りを受領する。
- 六 土地所有者は、前号の見積りの結果を踏まえて調査設計会社を決定し、調査設計会社に対して電気・通信設備地中化の調査・設計に係る契約締結依頼書（様式第4号）（以下「調査・設計契約締結依頼書」という。）により契約締結依頼を行う。
- 七 土地所有者は、前号の調査・設計契約締結依頼書に委任状（様式第5号）を添付することで、木密地域私道等無電柱化推進事業の補助金交付申請に関する書類の提出及び受領に関すること一式について、調査設計会社に委任することができる。

- 八 土地所有者又は前号により委任を受けた調査設計会社は、交付要綱の規定に基づき、知事に対して補助金の申請を行う。
- 九 土地所有者は、前号に基づき補助金の申請を行った後、第6号の規定に基づき依頼した契約について、調査設計会社と契約を締結する。
- 十 土地所有者は、無電柱化の工事に関する業務について依頼する会社（以下「工事会社」という。）に対し、認定通知書の写しを添付し、電気・通信設備地中化の工事に係る見積依頼書（様式第6号）により見積依頼を行い、工事会社から見積りを受領する。
- 十一 土地所有者は、前号の見積りの結果を踏まえて工事会社を決定し、工事会社に対して電気・通信設備地中化の工事に係る契約締結依頼書（様式第7号）（以下「工事契約締結依頼書」という。）により契約締結依頼を行う。
- 十二 土地所有者は、前号の工事契約締結依頼書に委任状（様式第5号）を添付することで、木密地域私道等無電柱化推進事業の補助金交付申請に関する書類の提出及び受領に関すること一式について、工事会社に委任することができる。
- 十三 土地所有者又は前号により委任を受けた工事会社は、交付要綱の規定に基づき、知事に対して補助金の申請を行う。
- 十四 土地所有者は、前号に基づき補助金の申請を行った後、第11号の規定に基づき依頼した契約について、工事会社と契約を締結する。
- 十五 土地所有者がコーディネート会社へコーディネート業務を委託する場合、第5号から第14号までの「土地所有者」を「コーディネート会社」と読み替えるものとする。
- 十六 土地所有者は、コーディネート会社に対し、認定通知書の写しを添付し、電気・通信設備地中化のコーディネート業務に係る見積依頼書（様式第8号）により見積依頼を行い、コーディネート会社から見積りを受領する。
- 十七 土地所有者は、前号の見積りの結果を踏まえてコーディネート会社を決定し、コーディネート会社に対して電気・通信設備地中化のコーディネートに係る契約締結依頼書（様式第9号）（以下「コーディネート契約締結依頼書」という。）により契約締結依頼を行う。
- 十八 土地所有者は、前号のコーディネート契約締結依頼書に委任状（様式第5号）を添付することで、木密地域私道等無電柱化推進事業の補助金交付申請に関する書類の提出及び受領に関すること一式について、コーディネート会社に委任することができる。
- 十九 前号により委任を受けたコーディネート会社は、交付要綱の規定に基づき、知事に対して補助金の申請を行う。
- 二十 土地所有者は、前号に基づき補助金の申請を行った後、第17号の規定に基づき依頼した契約について、コーディネート会社と契約を締結する。

二十一 コーディネート会社は、電気・通信設備地中化の調査・設計・工事について自ら実施可能な場合、補助金の申請を行う際に兼務届(様式第10号)を添付することで、その業務を兼務することができる。

第3章 その他

第6 指導、監督等及び協力

1 指導、監督等

知事は、施行者に対し、当該事業の適正な執行を図るため、状況の報告又は資料の提出を求め、必要な助言又は支援を行うことができる。

2 協力

施行者は、木密地域私道等無電柱化推進事業の効果検証や実施段階における施策の反映に向けた制度設計等において、都に協力するものとする。

第7 都の補助等

1 都の補助

都は、施行者がこの要綱に定める事業の実施に要する費用を、交付要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助することができる。

2 配分枠

都は、施行者に対して前項の補助を行う場合は、前年度までの事業推進条項及び当該年度の補助金要望額を基に、当該施行者に対して配分枠の金額のみを定めることとする。

3 交付申請

施行者は、前項に定める配分枠の範囲内で当該年度に実施する対象事業の箇所・内容等を自ら定めた上で、補助金の交付を申請することができる。

4 一括設計審査(全体設計)

施行者は、会計年度が複数年にまたがる契約について、交付要綱の定めに基づき、一括設計審査(全体設計)を申請することができる。

第8 施設等の管理業務

施行者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けて整備した施設等を、補助事業完了後においても補助金の交付の目的に従って使用するとともに、適正かつ効果的な運営を図らなければならない。

第9 その他

1 この要綱の定めに基づき申請者が提出する書類において、図面や写真等の著作物の利用や記載等をする場合、著作権法(昭和45年法律第48号)第21

条に定める複製権、同法第 22 条の 2 に定める上映権、同法第 23 条第 1 項に定める公衆送信権、同法第 23 条第 2 項に定める公の伝達権等の権利について、申請者は著作物の著作権者から同法第 63 条に定める都が利用することに関し、の許諾を事前に得なければならない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 12 月 23 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。